

阪神港大阪区における「航行制限区域」の期間更新のお知らせ

連絡先 大阪港湾局 06-6571-1966
大阪港航行安全情報センター 06-6612-4363
ホームページアドレス (<http://osakaharbor-info.com/>)

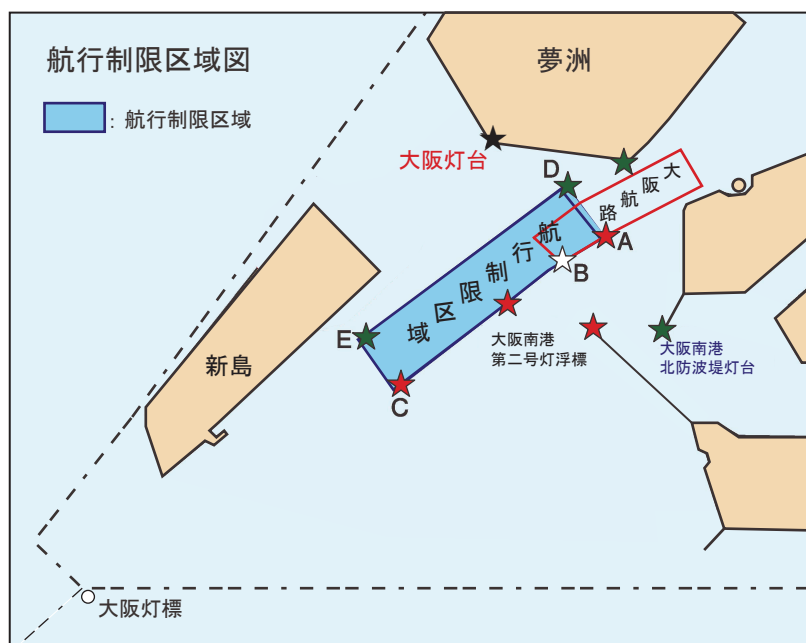
阪神港大阪区第6区において、次のとおり大阪航路南西海域における「航行制限区域」の期間が更新されます。

付近を航行する船舶は十分注意し、安全確保にご協力をお願いします。

航行制限区域

【期間更新】

1 区域



次のA点からC点を順次結んだ線とD点とE点を結んだ線との間の海域(左図参照)

| 地点 | 起点 | 方位 | 距離 | 標識名 |
|------|------------|--------------------------|--------|-----------------|
| ★ 基点 | 大阪南港北防波堤灯台 | 34-37-43.2N 135-23-47.6E | | |
| ★ A点 | 基点から | 324度20分 7秒 | 964m | 赤色灯付浮標 |
| ☆ B点 | 基点から | 300度57分36秒 | 1,095m | 大阪第二号灯浮標 |
| ★ C点 | 基点から | 254度34分32秒 | 2,836m | 大阪新島埋立区域南第四号灯浮標 |
| ★ D点 | 基点から | 322度29分28秒 | 1,581m | 緑色灯付浮標 |
| ★ E点 | 基点から | 264度15分11秒 | 3,114m | 緑色灯付浮標 |

2 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 標識

航行制限区域を明示するため、次の標識を設置しています。

| | ★ A点 | | ☆ B点 | | ★ C点 | | ★ D点 | | ★ E点 | |
|------|------|---------|------|---------------------|------|---------|------|---------|------|---------|
| | 灯質 | 毎3秒に1閃光 | 灯質 | 群急閃光 (毎15秒に9急閃光) | 灯質 | 毎3秒に1閃光 | 灯質 | 毎3秒に1閃光 | 灯質 | 毎3秒に1閃光 |
| 右舷浮標 | 灯色 | 赤色 | 灯色 | 白色 | 灯色 | 赤色 | 灯色 | 緑色 | 灯色 | 緑色 |
| | 光達距離 | 約2海里 | 光達距離 | 5海里 | 光達距離 | 6.5海里 | 光達距離 | 約2海里 | 光達距離 | 約2海里 |
| | 標体塗色 | 赤色 | 標体塗色 | 黄色に黒横帯1本 | 標体塗色 | 赤色 | 標体塗色 | 緑色 | 標体塗色 | 緑色 |
| | | | | | | | | | | |

4 制限事項 【変更なし】

航行制限区域における制限事項

- 航行制限区域に出入しようとする船舶は、航行制限区域内をその方向に沿って航行する総トン数500トンを超える船舶の進路を避けなければならない。
- 船舶は、航行制限区域内において、次の場合を除き、投錨し又は曳航している船舶を放してはならない。
 - 海難を避けようとするとき。
 - 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
 - 港長の許可を受けたとき。
- 船舶は、航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行しなければならない。

※制限事項に従わなかった船舶は、港則法の規定に基づき、処罰の対象となります。

5 行政指導事項 【変更なし】

航行等の制限に関連する指導事項

- 大阪航路を航行しようとする総トン数500トンを超える船舶は、航行制限区域内をこれに沿って航行すること。
- 南港から出港する総トン数500トンを超える船舶は、大阪南港第二号灯浮標を左に見て航行すること。
- 大阪航路南西海域における船舶交通の安全を確保するため、総トン数500トンを超える船舶は、航行制限区域内において、並列しての航行をしない及び他の船舶を追い越さないこと。

※航行制限区域に関する詳細については、最新の阪神港長の港長公示をご覧ください。

港長公示は、大阪海上保安監部ホームページ (<https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/>) に掲載されています。